

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年5月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300389号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400013号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年4月21日、喪失年月日を昭和57年10月1日に訂正し、昭和52年4月から昭和57年9月までの標準報酬月額については、昭和52年4月から同年7月までは6万4,000円、同年8月から昭和53年7月までは7万6,000円、同年8月から昭和54年7月までは9万8,000円、同年8月から昭和55年9月までは11万円、同年10月から昭和56年7月までは11万8,000円、同年8月から昭和57年9月までは14万2,000円とすることが必要である。

昭和52年4月21日から昭和57年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月21日から昭和57年10月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の記録がなかった。A社ではB施設のフロントと事務の仕事に従事しており、給与からは社会保険料も控除されていた。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された請求者に係る人事関係稟議書及び退職届、請求者から提出された年金手帳及び複数の写真、事業主の回答並びに複数の同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)により、請求者が、昭和52年4月21日にA社において被保険者資格を取得していること及び昭和57年1月7日に氏名変更していることが確認できる上、オンライン記録によると、払出簿における厚生年金保険被保険者台帳記号番号(*)は、請求者がA社の次に被保険者資格を取得した事業所においても引き続き使用されており、平成22年4月8日に請求者の基礎年金番号(*)に統合されている。

さらに、事業主は、雇用保険の記録どおり請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得する旨の届出及び喪失する旨の届出を行ったと回答しているところ、雇用保険の加入記録により、請求者はA社において昭和52年4月21日に被保険者資格を取得し、昭和57年9月30日に離職していることが確認でき、払出簿により厚生年金保険の被保険者資格取得日が請求者と同じであることが確認できる同僚及び請求者が自身と同じ業務に従事していたとする同僚に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、被保険者資格取得日及び離職日は、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日と符合している。

一方、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び紙台帳検索システムによる厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の検索を行ったところ、払出簿で確認できる記録のほかに請求者の請求期間に係る記録及び被保険者原票を確認することはできないが、このことについて、日本年金機構は、被保険者原票をマイクロフィルムに収録する時点（昭和59年から昭和61年頃）において対象の被保険者原票が紛失していたために収録されていない可能性が高い旨回答していることから、請求者の請求期間に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和52年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和57年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、事業主から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書で確認できる資格取得時の賃金月額、人事関係稟議書で確認できる採用時の月給額、雇用保険の記録で確認できる請求者の離職時賃金日額及び請求者と同様の業務に従事していたことが推認できる複数の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和52年4月から同年7月までは6万4,000円、同年8月から昭和53年7月までは7万6,000円、同年8月から昭和54年7月までは9万8,000円、同年8月から昭和55年9月までは11万円、同年10月から昭和56年7月までは11万8,000円、同年8月から昭和57年9月までは14万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300396号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400003号

第1 結論

昭和60年*月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から昭和63年3月まで

請求期間当時、私は大学生で、A市内の自宅から通学していた。20歳の誕生日を迎える頃、両親から国民年金保険料の納付について尋ねられたため、できれば納付してほしいとお願いした。数日後、父から国民年金の加入手続を行ったと言われた。また、学生時代の保険料は父が支払うので、卒業後は自身で支払うようにと言われた記憶がある。しかしながら、請求期間の納付記録がないので、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A市に住んでおり、自身が20歳になった頃に、請求者の父が国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者の父は、請求者の年金手帳を交付された記憶はなく、請求者の国民年金保険料を現金で一括納付した旨陳述しているものの、納付金額、納付した月数等についての記憶が明確でないことから、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、A市は、請求者の国民年金に係る資料(電子データを含む。)はない旨回答及び陳述

していることから、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。